

## 国際課税委員会（第55回）の概要

文責 森信茂樹

2012年1月12日、国際課税委員会を開催しました。今回は、平成24年度改正 国際課税の部分、ということで、財務省主税局大石参事官から、資料に基づき説明を受けました。説明の概要は、以下の通りです。（資料別添）

24年度改正事項の柱は、以下のとおりである。

第1に、徴収共助・送達共助に係る国内法の整備。これは、我が国が税務行政執行共助条約に署名したこと等に対応して、徴収共助等に関する国内法の規定（外国租税債権の優先権の否定、徴収共助等の要請に応じない事由等に関する規定）について見直しを行うものである。

今後、税務行政執行共助条約に署名したこと等に対応するため、徴収共助に関する相手国からの要請に応じない事由（除外事由）、外国租税債権の優先権の否定、徴収共助実施手続の具体化など、徴収共助等に関する国内法の規定の整備を行うこととなる。

第2に、国外財産調書制度の創設である。これは、内国税の適正な課税及び徴収に資するため、一定額（5,000万円）を超える国外財産を保有する個人に対し、その保有する国外財産に係る調書の提出を求める制度を創設するものである。

国外財産に係る所得の申告漏れや相続財産の申告漏れについては、近年、増加傾向にあることから、内国税の適正な課税及び徴収に資するため、一定額を超える国外財産を保有する個人（居住者）に対し、その保有する国外財産に係る調書の提出を求める制度を創設することとした。

国外財産に関する所得等の申告漏れが発覚した場合において、国外財産調書に国外財産の記載がある部分については、過少（無）申告加算税を5%軽減する。（所得税・相続税）、国外財産調書の不提出・記載不備に係る部分については、過少（無）申告加算税を5%加重する。（所得税）なお、故意の調書不提出・虚偽記載についての罰則（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）を整備する。

以下の議事録本文は会員用メールマガジンで配信します。